

# 新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付要綱

平成31年4月26日改正

令和3年4月1日改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による被害を防止するため、狩猟免許の取得等をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「法律」という。）第39条第1項に規定する狩猟免許をいう。

2 この要綱において「狩猟者登録」とは、法律第55条に規定する登録をいう。

3 この要綱において「狩猟免許の取得等」とは、第39条第1項に規定する狩猟免許の取得及び銃砲刀剣類取締法（昭和33年法律第6号）第4条の規定による許可及び同法第7条の規定による許可証（以下「鉄砲所持許可証」という。）の取得並びに前項で規定する狩猟者登録することをいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる人（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、申請時において市税を滞納していない者

(2) 新規に狩猟免許を取得した者又は新規に猟銃の所持許可証の交付を受けた者で、新潟県猟友会の新潟市内いずれかの支部に入会した者

(3) 新潟市または市内農業協同組合の有害鳥獣捕獲業務に率先かつ継続的に従事することを誓約した者

## (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費の項目（以下「補助対象経費項目」という。）は、別表のとおりとする。

2 同一の補助対象者に係る補助金の総額は、54,000円を上限とする。

3 補助金の合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## (交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）及び誓約書兼承諾書（別記第2号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。

## (交付決定及び交付額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付決定通知兼交付額の確定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

## (補助金交付の取消し及び返還請求)

第7条 市長は、申請者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、補助金を交付しないことができる。

2 補助金を交付した後に次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(1) 要綱の規定に違反したとき

(2) 前項の提出書類に誤り又は偽りがあるとき

(3) 補助対象者が、事業実施年度の翌年度から3年以内に新潟市または市内農業協同組合の有害鳥獣捕獲に参加しなかったとき

(4) 補助対象者が、事業実施年度の翌年度から3年以内に入会した猟友会を退会したとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

免許又は許可の区分	補助対象経費項目
1 第一種銃猟免許	健康診断料
2 猟銃所持の許可	射撃教習受講料
	健康診断料
3 狩猟者登録	ハンター保険

別記第1号様式（第5条関係）

新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付申請書  
兼 実績報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

印

年度新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金の交付を受けたいので、新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

免許又は許可の区分	補助対象経費項目	金 額
1 第一種銃猟免許	健康診断料	
	ハンター保険料	
2 猟銃所持の許可	射撃教習受講料	
	健康診断料	
3 ライフル銃の所持の許可	射撃教習受講料	
	健康診断料	
合 計（千円未満切り捨て）		

2 添付書類

- (1) 狩猟免許の写し
- (2) 鉄砲所持許可証の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) 新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付要綱第4条に定める経費に要した領収書の写し
- (5) 誓約書兼承諾書
- (6) 住民票の写し ※発行から3か月以内のもの
- (7) 納税証明書（市制度用）※直近のもので、発行から2週間以内のもの

3 取得年月日

年 月 日

※ 複数の取得について申請の場合、最後に取得した年月日を記載

【振込先】

金融機関名，支店名	
普通・当座別	
口座番号	
口座名義人（フリガナ）	

別記第2号様式（第5条関係）

（あて先）新潟市長

誓 約 書 兼 承 諾 書

私は、新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金の交付を受けるに当たり、「新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付要綱」を遵守するとともに、新潟市または市内農業協同組合の有害鳥獣捕獲業務に率先かつ継続的に従事することを誓約いたします。

また、私が一般社団法人新潟県猟友会新潟市内支部に入会したことについて、新潟市が調査することを承諾します。

年 月 日

住 所  
氏 名

印

別記第3号様式（第6条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長

新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金交付決定通知書  
兼 交付額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金について、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので、通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額（不交付の理由）